蒲郡市行政サービス等一覧 2024年6月1日時点

注意事項

・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)

・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず 対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称		受理証明書等の 提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅の入居	市営住宅にパートナー (ファミリー含む) と入居申請ができます。	0			建築住宅課 0533-66-1132
住民票の続柄の選択	パートナーは、住民票の世帯主との続柄を 「縁故者」とすることができます。	0			市民課 0533-66-1110
市民病院での外来・入院にお ける同意	市民病院での外来・入院における同意		0		市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200
市民病院での診療記録等の開示	遺族または患者の判断能力に疑義が生じた場合に おけるカルテ開示申請ができます。	0			市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200